

# 令和 8 年

## 6 月市議会定例会意見書案

議案会第 6 号	国道 2 3 号名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス 4 車線化）建設推進に関する意見書…………… 3
議案会第 7 号	住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書…… 6
議案会第 8 号	全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書…………… 9
議案会第 9 号	中学校給食の無償化を実施することを求める意見書…… 1 2
議案会第 1 0 号	浜松湖西豊橋道路の早期実現を求める意見書…………… 1 4
議案会第 1 1 号	設楽ダム建設事業の促進に関する意見書…………… 1 7



議案会第6号

地方自治法第99条の規定により、国道23号名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス4車線化）建設推進に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和8年6月19日提出

提出者	豊橋市議会議員	小林 憲 生
	同	菅 谷 竜
	同	本 多 洋 之
	同	梅 田 早 苗
	同	及 部 克 博
	同	尾 林 伸 治
	同	斎 藤 啓
	同	尾 崎 雅 輝
	同	小 原 昌 子
	同	田 中 敏 一

## 国道23号名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス4車線化）

### 建設推進に関する意見書

名古屋都市圏と豊橋市を結ぶ国道23号名豊道路は、自動車関連産業を核に高度な産業集積を誇る我が国を代表するものづくり地域を貫き、港湾・空港等重要な拠点へのアクセス道路として交通・物流を支え、また、地域の安全・安心を確保し、連携・交流を促進するものです。東名並びに新東名高速道路をはじめとする国土軸への広域アクセス機能を持つ重要路線であり、我が国の経済成長に欠くことのできない道路であります。

この国道23号名豊道路は、国土交通省をはじめとする関係者の皆様方の約半世紀にわたる御尽力により、令和7年3月に蒲郡バイパス（豊川為当IC～蒲郡IC間）の開通により、全線開通を迎えました。全線開通により、周辺道路の渋滞緩和、企業誘致の進展、医療カバー圏の拡大等の効果が確認されております。今後も新たな産業拠点の形成や観光振興など沿線地域のさらなる発展を期待するとともに、災害時の救急救命や救援物資の運搬を支える緊急輸送道路としての役割を期待しているところです。

そのような中で、豊橋バイパス・豊橋東バイパス等の暫定2車線区間及び車線数が減少する合流点などでは、現在でも朝夕の通勤時間帯を中心に交通集中による渋滞や速度低下が発生する等、定時性・速達性の確保に課題を抱えております。また、沿線に立地する道の駅「とよはし」や総合動植物公園「のんほいパーク」では、全線開通により来場者数が増加するなど大変なにぎわいとなっており、さらなる交通量の増加による渋滞等が懸念されます。さらに、豊橋三弥地区、豊橋東ICの2つの新しい工業団地で着々と稼働が進む中、昨年度から新たな産業拠点の形成に向けた調査を実施しているところであり、暫定2車線区間の早期4車線化はますます必要不可欠であると考えております。

よって、国におかれましては、広域アクセス機能を持つ道路として交通・物流を支え、地域の発展や経済成長に欠くことのできない国道23号名豊道路につきまして、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 豊橋バイパスの早期4車線化に向け着実に推進すること
- 1 豊橋東バイパスの暫定2車線区間の4車線化を早期に図られるよう必要十


分な予算措置を講じ、計画的に推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月19日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣



あて

議案会第7号

地方自治法第99条の規定により、住まいの安定と居住支援の抜本的強化に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和8年6月19日提出

提出者	豊橋市議会議員	小林 憲 生
	同	菅 谷 竜
	同	本 多 洋 之
	同	梅 田 早 苗
	同	及 部 克 博
	同	尾 林 伸 治
	同	齋 藤 啓
	同	尾 崎 雅 輝
	同	小 原 昌 子
	同	田 中 敏 一

## 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラです。単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安や老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化しています。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしており、本市においては、居住支援の取組も進んでいるところですが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていない状況です。また、居住支援法人が赤字に苦悩しているという報道もあり、現在の国の補助金「居住支援協議会等活動支援事業」は居住支援事業の運営には大変困難な状況です。

よって、国におかれましては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く要望します。

### 記


- 1 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯、また、孤独死への不安を解消するための居住サポート住宅を供給・促進すること
- 1 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること
- 1 賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をNPO法人等に定期借家・低い家賃で貸し出す仕組みをつくとともに、所得制限の緩和を行い、また、子育て世帯等への家賃減額を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月19日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣



あて

議案会第8号

地方自治法第99条の規定により、全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）に対し、意見書を提出する。

令和8年6月19日提出

提出者	豊橋市議会議員	小林 憲 生
	同	菅 谷 竜
	同	本 多 洋 之
	同	梅 田 早 苗
	同	及 部 克 博
	同	尾 林 伸 治
	同	斎 藤 啓
	同	尾 崎 雅 輝
	同	小 原 昌 子
	同	田 中 敏 一

## 全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備 を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっています。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしています。とりわけヤングケアラーについては法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところであり、本市においても、ヤングケアラーコーディネーターの配置や家事支援を行っているところですが、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキング（ビジネス）ケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラー（老老介護）など、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にあります。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていません。

現在の支援は、介護、障害（厚生労働省）、子育て（こども家庭庁）、ワーキングケアラー（経済産業省）などの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じています。

よって、国におかれましては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望します。

### 記

- 1 ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること
- 1 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること
- 1 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月19日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣(こども政策)

} あて

議案会第9号

地方自治法第99条の規定により、中学校給食の無償化を実施することに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官に対し、意見書を提出する。

令和8年6月19日提出

提出者	豊橋市議会議員	小林 憲 生
	同	菅 谷 竜
	同	本 多 洋 之
	同	梅 田 早 苗
	同	及 部 克 博
	同	尾 林 伸 治
	同	斎 藤 啓
	同	尾 崎 雅 輝
	同	小 原 昌 子
	同	田 中 敏 一

## 中学校給食の無償化を実施することを求める意見書

近年の異常とも言うべき物価高騰の下で、賃上げが物価高に追いつかず、実質賃金が下がり続けており子育て世代の暮らしは大変です。そのような中、全国的に小中学校の給食費を無償にする自治体が増え続け、国もようやく給食費無償化の実施を決断し、今年度から、小学校の給食費無償化が実施されています。しかし、中学校の給食費無償化は先送りされています。国の義務教育の一環として、中学校給食の完全無償化を早急に実施することが必要です。

よって、国におかれましては、早期に中学校の給食費無償化を実施することを強く要望します。

### 記

#### 1 中学校給食の無償化を早期に実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月19日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

} あて

議案会第10号

地方自治法第99条の規定により、浜松湖西豊橋道路の早期実現に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、愛知県知事、静岡県知事に対し、意見書を提出する。

令和8年6月19日提出

提出者	豊橋市議会議員	小林 憲 生
	同	本 多 洋 之
	同	梅 田 早 苗
	同	及 部 克 博
	同	尾 林 伸 治
	同	田 中 敏 一

## 浜松湖西豊橋道路の早期実現を求める意見書

「浜松湖西豊橋道路」は、当地域を南北に結ぶ地域連携の基軸として、東名・新東名高速道路、三遠南信自動車道、国道23号名豊道路などと一体となり、広域道路ネットワークの形成に大きな役割を担い、地域の物流機能の向上、産業競争力の強化だけでなく、地域の安全・安心を高め、東三河、さらには三遠南信エリアの地域力向上に寄与する重要な路線と考えます。

こうした中、令和4年3月に対応方針が決定され、都市計画・環境影響評価の手続が着実に進められ、さらに令和7年11月には都市計画素案の説明会、令和8年6月末からは環境影響評価準備書に関する説明会が進められる予定であることから、私たちは早期実現に向け期待をより一層強めているところであります。

また、令和4年4月1日には、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保する重要物流道路の計画区間として追加指定され、国土強靱化に資することのできる重要な社会基盤として、地域の期待は高まっております。

よって、国及び県におかれましては、圏域住民の長年の悲願である「浜松湖西豊橋道路」の早期実現のため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

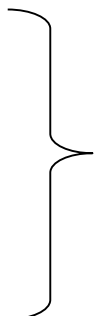
- 1 東名・新東名高速道路、三遠南信自動車道と国道23号名豊道路とのアクセス向上を図るため、早急に都市計画・環境影響評価の手続を進め、浜松湖西豊橋道路の早期実現を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月19日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣  
愛知県知事  
静岡県知事



あて

議案会第11号

地方自治法第99条の規定により、設楽ダム建設事業の促進に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和8年6月19日提出

提出者	豊橋市議会議員	小林 憲 生
	同	本 多 洋 之
	同	梅 田 早 苗
	同	及 部 克 博
	同	尾 林 伸 治
	同	田 中 敏 一

## 設楽ダム建設事業の促進に関する意見書

愛知県東三河地域は、豊橋市を含む8つの市町村で構成され、古くから豊川の水によって深く結びつき、上下流が一体となって発展してきた地域です。

豊川流域では、度重なる洪水被害に悩まされており、豊川放水路の整備や狭窄部の改修工事を実施していただきましたが、近年でも台風の大型化や近いところでは、令和5年6月2日に発生した線状降水帯による大雨被害で大規模水害が発生するなど、さらなる災害への備えが必要です。

また、豊川利水地域は全国有数の農業・工業地域である一方、水需要は逼迫しており、近年では令和元年5月、令和8年3月に宇連ダムの貯水率が0%となるなど、これまで幾度となく大規模な渇水に見舞われ、住民生活や農業・工業などの経済活動に大きな不安を与えてきました。

こうした中、繰り返される洪水氾濫から人々の暮らしを守るとともに恒久的・安定的な水の確保につながる設楽ダムの完成は豊川下流域の住民や自治体にとって長年の悲願であります。

設楽ダムは、昭和48年11月の設楽町への調査申入れから36年の歳月を経た平成21年2月に建設同意に至りました。長く続く設楽町民の御労苦を重く受け止め、愛知県とも協力し、水源地域の振興・発展に誠意を持って全力で取り組んでいるところです。

令和4年8月には、設楽ダムの完成時期が8年延長されることなどが決定されました。主な変更要因については、働き方改革をはじめとする社会的要因の変化や現地の調査結果に対応するものであり、やむを得ないものと受け止めておりますが、設楽ダムの完成及び水源地域の住民の皆様への生活再建対策は、豊川流域全体の持続的な発展並びに治水防災上なくてはならないものです。

よって、国におかれましては、以上の経緯を御賢察いただき、設楽ダムの早期完成と水源地域の一層の振興、並びに生活再建対策等の推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 愛知県及び下流域自治体の総意によるダム建設であることを御賢察いただき、設楽ダムの早期完成と水源地域の振興を図ること
- 1 付替道路の早期整備をはじめとした水源地域の方々の生活再建対策を引き

続き推進すること

- 1 安全で安心できる国土を保全するため、地方が必要とする治水事業を着実に推進できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策後も継続的に取り組むことができるよう「国土強靱化実施中期計画」にのっとり着実に取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月19日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣

} あて